~真室川町結婚新生活支援事業~

新婚生活を応援します

ご結婚され真室川町で新婚生活を送られる夫婦を 対象に、引っ越し費用・住宅費用を支援します

対象となる世帯 次の条件をすべて満たす夫婦が対象です。

- ●令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、当町に住民票がある世帯
- ●ご夫婦の令和2年分の所得額の合計が400万円未満の世帯
 - ① 貸与型奨学金の返済額(令和2年分)を所得額から控除できます。
 - ② 結婚を機に夫婦の双方又は一方が離職・転職した場合は、離職又は転職した月 の翌月の夫婦の所得額の合計に 12 を乗じた金額を審査基準の所得額とします。



※ただし、下記に該当する場合は補助対象外です。

- ●町税等の滞納がある場合●他の公的制度による家賃補助等を受けている場合
- 過去にこの補助金の交付を受けている場合

対象となる世帯

- ●令和3年4月1日から令和4年3月31日までに 夫婦又は夫婦のいずれかが、転居届又は転入届を提出してい る場合の下記の費用が対象です。
- ●新規の住宅取得費用又は新規の住宅賃貸費用(敷金、礼金、 共益費、仲介手数料のほか家賃も対象となります)
 - ※勤務先から住宅手当などが支給されている場合は、差し引 いた額が対象となります。
- ●結婚に伴う引越し費用(業者を使用した場合に限ります)

提出いただく書類

- ●真室川町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書 (町公式サイトからダウンロードできます)
- ●婚姻後の戸籍謄本
- ●夫婦の令和2年分の所得証明書
- ●夫婦の直近の納税証明書又は非課税証明書 (以下は必要に応じて添付)
- ●貸与型奨学金の年間返済額が確認できる書類
- ●住居の売買契約書の写し
- ●住居の賃貸借契約書及び領収書の写し
- ●住宅(住居)手当支給証明書
- ●引越しに係る領収証の写し
- ●無職・無収入申立書

助成金額

上限 30 万円

申請期間

令和3年4月 1日から 令和4年3月31日まで



制度詳細は町公式サイトをご覧ください

真室川町 新婚

